



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 30 日 (火)
第 8 7 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約（日南町）の締結（459）（地域振興課）・・・ 2
	鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約（日野町）の締結（460）（〃）・・・ 3
	鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約（江府町）の締結（461）（〃）・・・ 4
	鳥取県日野地区連携・共同協議会の廃止（462）（〃）・・・ 6
	指定居宅サービス事業者の指定（463）（東部福祉保健事務所）・・・ 6
	指定居宅介護支援事業者の指定（464）（〃）・・・ 6
	指定介護予防サービス事業者の指定（465）（〃）・・・ 6
	大規模小売店舗の新設の届出（2件）（466・467）（経済産業総室）・・・ 7
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（468）（〃）・・・ 9
	土地改良区の定款の変更の認可（2件）（469・470）（農地・水保全課）・・・ 10
	土地改良区の清算人の退任（471）（東部農林事務所）・・・ 10
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令（472）（県土総務課）・・・ 10
	県道の区域の変更（473）（道路企画課）・・・ 11
	県道の供用の開始（474）（〃）・・・ 11
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 （475）（西部総合事務所地域振興局）・・・ 12
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（東部農林事務所）・・・ 12
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（物品契約課）・・・ 12

告 示

鳥取県告示第459号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約（日南町）を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約（日南町）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び日南町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び日野郡の区域（以下「圏域」という。）における行政サービスの維持及び向上並びに効率的な行政運営を促進するとともに、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、圏域に共通する諸課題の解決及び圏域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、圏域の他の町とともに鳥取県日野郡連携会議を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（発効）

第5条 この協約は、平成27年7月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
安心・安全の確保	障がい者雇用	・乙と連携して甲の障がい者雇用計画を策定し、事業を実施する。	・甲と連携して乙の障がい者雇用計画を策定し、事業を実施する。
	母子保健（発達支援等）	・母子保健分野における発達支援に係る専門人材の確保を図る。 ・乙の行う発達支援事業等へ参画する。	・発達支援事業計画を策定し、事業を実施する。
	消費生活相談及び消費者啓発	・乙と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。	・消費生活相談窓口の体制を整備する。 ・甲と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。
	公共土木施設の維持管理	・毎年度の乙との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並びに除雪を	・毎年度の甲との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並びに除

		施する。 ・災害の発生状況に応じて災害査定に向けての技術支援を行う。	雪を実施する。 ・災害初期において、県管理道路、施設等のモニターを行う。
	有害鳥獣被害対策	・日野郡鳥獣被害対策協議会の事業計画の策定及び事業の実施に参画する。	・圏域の他の町とともに日野郡鳥獣被害対策協議会を設置する。 ・圏域の関係機関と連携して事業計画を策定し、事業の実施及び情報の共有を図る。
雇用創造、産業振興及び観光振興	移住定住・子育て支援	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	農林業振興・6次産業化	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	戦略的な観光施策	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
地域活性化及び行政機能・住民サービスの向上	人事交流等の手法による専門人材確保	・事業計画を策定し、事業の実施を統括する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	圏域マネジメント能力のための人材育成	・乙と共同で職員の人材育成等に係る合同研修会を企画し、事業の実施を統括する。	・甲と共同で職員の人材育成等に係る合同研修会を企画し、事業を実施する。

鳥取県告示第460号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約(日野町)を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約(日野町)

(目的)

第1条 この協約は、鳥取県(以下「甲」という。)及び日野町(以下「乙」という。)が連携して事務を処理することにより、乙及び日野郡の区域(以下「圏域」という。)における行政サービスの維持及び向上並びに効率的な行政運営を促進するとともに、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、圏域に共通する諸課題の解決及び圏域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、圏域の他の町とともに鳥取県日野郡連携会議を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

(役割分担)

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

(経費負担)

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(発効)

第 5 条 この協約は、平成27年 7 月 1 日に効力を生ずる。

別表 (第 2 条、第 3 条関係)

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
安心・安全の確保	障がい者雇用	・乙と連携して甲の障がい者雇用計画を策定し、事業を実施する。	・甲と連携して乙の障がい者雇用計画を策定し、事業を実施する。
	母子保健(発達支援等)	・母子保健分野における発達支援に係る専門人材の確保を図る。 ・乙の行う発達支援事業等へ参画する。	・発達支援事業計画を策定し、事業を実施する。
	消費生活相談及び消費者啓発	・乙と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。	・消費生活相談窓口の体制を整備する。 ・甲と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。
	公共土木施設の維持管理	・毎年度の乙との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並びに除雪を実施する。 ・災害の発生状況に応じて災害査定に向けての技術支援を行う。	・毎年度の甲との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並びに除雪を実施する。 ・災害初期において、県管理道路、施設等のモニターを行う。
	有害鳥獣被害対策	・日野郡鳥獣被害対策協議会の事業計画の策定及び事業の実施に参画する。	・圏域の他の町とともに日野郡鳥獣被害対策協議会を設置する。 ・圏域の関係機関と連携して事業計画を策定し、事業の実施及び情報の共有を図る。
雇用創造、産業振興及び観光振興	移住定住・子育て支援	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	農林業振興・6次産業化	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	戦略的な観光施策	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
地域活性化及び行政機能・住民サービスの向上	人事交流等の手法による専門人材確保	・事業計画を策定し、事業の実施を統括する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	圏域マネジメント能力のための人材育成	・乙と共同で職員の人材育成等に係る合同研修会を企画し、事業の実施を統括する。	・甲と共同で職員の人材育成等に係る合同研修会を企画し、事業を実施する。

鳥取県告示第461号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約(江府町)を締結したので、同条第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその協約を告示する。

平成27年 6 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約（江府町）

（目的）

第 1 条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び江府町（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び日野郡の区域（以下「圏域」という。）における行政サービスの維持及び向上並びに効率的な行政運営を促進するとともに、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、圏域に共通する諸課題の解決及び圏域の一体的かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、圏域の他の町とともに鳥取県日野郡連携会議を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第 3 条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第 4 条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（発効）

第 5 条 この協約は、平成 27 年 7 月 1 日に効力を生ずる。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
安心・安全の確保	障がい者雇用	・乙と連携して甲の障がい者雇用計画を策定し、事業を実施する。	・甲と連携して乙の障がい者雇用計画を策定し、事業を実施する。
	母子保健（発達支援等）	・母子保健分野における発達支援に係る専門人材の確保を図る。 ・乙の行う発達支援事業等へ参画する。	・発達支援事業計画を策定し、事業を実施する。
	消費生活相談及び消費者啓発	・乙と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。	・消費生活相談窓口の体制を整備する。 ・甲と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。
	公共土木施設の維持管理	・毎年度の乙との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並びに除雪を実施する。 ・災害の発生状況に応じて災害査定に向けての技術支援を行う。	・毎年度の甲との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並びに除雪を実施する。 ・災害初期において、県管理道路、施設等のモニターを行う。
	有害鳥獣被害対策	・日野郡鳥獣被害対策協議会の事業計画の策定及び事業の実施に参画する。	・圏域の他の町とともに日野郡鳥獣被害対策協議会を設置する。 ・圏域の関係機関と連携して事業計画を策定し、事業の実施及び

			情報の共有を図る。
雇用創造、産業振興及び観光振興	移住定住・子育て支援	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	農林業振興・6次産業化	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	戦略的な観光施策	・事業計画の策定を支援し、事業に参画する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
地域活性化及び行政機能・住民サービスの向上	人事交流等の手法による専門人材確保	・事業計画を策定し、事業の実施を統括する。	・事業計画を策定し、事業を実施する。
	圏域マネジメント能力のための人材育成	・乙と共同で職員の人材育成等に係る合同研修会を企画し、事業の実施を統括する。	・甲と共同で職員の人材育成等に係る合同研修会を企画し、事業を実施する。

鳥取県告示第462号

日南町、日野町及び江府町と共同して設置した鳥取県日野地区連携・共同協議会を平成27年6月30日をもって廃止したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人フォイボス	ヘルパーステーションゆくり	鳥取市永楽温泉町622	平成27年6月19日	訪問介護

鳥取県告示第464号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社リライフ	リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	平成27年6月20日

鳥取県告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	---------

名		在地		
社会福祉法人フォイボス	ヘルパーステーションゆくり	鳥取市永楽温泉町622	平成27年6月19日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第466号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
はるやま米子店 米子市米原七丁目570-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
はるやま商事株式会社 代表取締役 治山 正史 岡山県岡山市北区表町一丁目2-3
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
はるやま商事株式会社 代表取締役 治山 正史 岡山県岡山市北区表町一丁目2-3
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年1月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,024平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 33台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 12.50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 6.48立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午前10時まで
- 8 届出年月日
平成27年6月12日
- 9 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

平成27年6月30日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部経済産業総室、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

12 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第467号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル 境港店 境港市夕日ヶ丘二丁目6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年2月17日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,389平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 収容台数 221台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 収容台数 48台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 面積 244.96平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 9の書類に記載のとおり

イ 容量 81.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

終日営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

終日

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 3か所

イ 位置 9の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

8 届出年月日

平成27年6月10日

9 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

平成27年6月30日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部経済産業総室、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部商工農政課

12 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第468号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト米子店

米子市新開二丁目1321-1、1322-1、1322-2、1323、1325-1、1326-4、1327-2、1327-3、1327-4、1328、1329、1330-1

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所

株式会社サンキュー 福井県福井市新保北一丁目601

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫

変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫

変更後 株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典

4 変更年月日

平成27年4月1日

5 届出年月日

平成27年6月17日

6 縦覧に供する期間

平成27年6月30日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部経済産業総室、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を平成27年6月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を平成27年6月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算人八頭中央土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成27年6月30日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

退任した清算人の氏名及び住所

石 川 雄 光 八頭郡八頭町花272
岩 城 正 一 八頭郡八頭町船岡300
山 根 道 夫 鳥取市河原町三谷357
奥 田 隆 雄 八頭郡八頭町池田295
谷 本 正 敏 八頭郡八頭町米岡106-5
梶 川 和 生 鳥取市河原町高福87
村 尾 昇 八頭郡八頭町福井321-1

平成27年6月19日退任

鳥取県告示第472号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成27年6月30日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号
門脇
鳥取市国府町奥谷二丁目203-3
代表者 門脇 宏和
鳥取県知事（般-27）第6724号
- 3 処分の内容

平成27年6月30日から同年7月2日までの3日間の営業の停止。当該営業の範囲は、建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設

省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。)に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、平成24年8月8日、鳥取市内の小学校校舎の耐震補強(建築)工事現場において、足場の組立工事を行うに当たり、法定の除外事由がないのに、満18歳に満たない労働者を足場の組立業務に従事せしめ、もって危険な業務に就かせたことについて、労働基準法違反により罰金20万円の略式命令を受け、平成25年4月19日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

鳥取県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年6月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
上井北条線	変更前	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井字小河原331-5地先まで	6.6~42.3	369.0
	変更後	倉吉市上井字大江後830-3地先から同市上井字小河原331-5地先まで	10.5~64.9	1,500.0

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉停車場線	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目1-2地先まで	変更前	10.4~21.9	19.0
		変更後	10.9~21.9	19.0

鳥取県告示第474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年6月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
上井北条線	倉吉市山根字大平61-1地先から同市上井字宮ヶ坪15-6地先まで	平成27年6月30日
	倉吉市上井字宮ヶ坪78-1地先から同市上井字長泓364地先まで	〃
	倉吉市上井字五反田317-1地先から同市上井字小河原331-5地先まで	〃
倉吉停車場線	倉吉市上井字長泓205-5地先から同市上井町二丁目1-2地先まで	〃

鳥取県告示第475号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年8月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請のあった年月日

平成27年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人おりもんや

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小前 澄子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市加茂町一丁目17

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人に対して、それぞれ個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適性に応じた福祉支援事業を行い、個々の可能性を引きだし、障がいのある人の自立と自己実現に寄与することを目的とする。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月30日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
公益財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 山田 和成	倉吉市福庭町二丁目23	岩美郡岩美町大字宇治地内	残土処理場の設置	6.0219 ヘクター ル	5.6877 ヘクター ル	2.7015 ヘクター ル	平成27年6月17日から 平成32年3月31日まで	平成27年 6月17日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

サンプルチェンジャ付ゲルマニウム半導体核種分析装置 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年12月18日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の理化学機器又は医療・理化学機器類の計測機器に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年7月10日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成27年6月30日（火）から同年8月11日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成27年6月30日（火）から同年8月11日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部水・大気環境課

電話 0857-26-7206

(3) 入札説明書の交付方法

平成27年6月30日（火）から同年7月24日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年6月30日（火）から同年7月24日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年8月10日（月）午前11時から同月11日（火）正午まで（午後6時から翌午前8時30分までの間を除く。）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月10日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成27年8月11日（火）午後1時

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うこと。

イ 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

ウ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事提出物を4の（1）の場所に、平成27年7月24日（金）午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : germanium semiconductor nuclide analyzer with sample changer, 1 set

(2) July 24, 2015 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 11, 2015 Noon: Time-limit for submission of tenders

August 10, 2015 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Goods contract division of accounting general affairs bureau Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7433